（事情変更等による建物の貸付けに係る対価の変更）

18　建物の賃貸借については借地借家法（平成３年法律第 90 号）が適用され、同法第 32 条《借賃増減請求権》の規定により、事情変更があった場合には賃料の増減請求をすることができるのであるが、建物の賃貸借に係る契約において、賃貸する者がその貸付けに係る対価につき増減することができる旨の定めがないときは、その契約は改正法附則第５条第４項第２号《資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件》に該当することに留意する。